

「労災かくし」は犯罪です。

労働者が労働災害に遭って休業・死亡した場合には、所轄の労働基準監督署に、「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。労働災害があったことを隠蔽するために労働者死傷病報告を提出しなかったり、虚偽の内容を記載して提出する、いわゆる「労災かくし」といわれる事案が後を絶ちません。

労災かくしは、被災労働者の労災補償の権利を阻害し、労働災害の再発防止対策の機会を失わせる行為であり、当局は労災かくしに対しては司法処分を含め厳正に対処します。

事業主の皆さん、労働災害が発生した場合は、遅滞なく労働者死傷病報告を提出してください。

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→<http://www.mhlw.go.jp/>